

渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に規定する渋川市耐震改修促進計画に基づき、市民が安心して生活し、地震に強いまちづくりを推進するため、市内における既存住宅の耐震改修工事を実施する当該住宅の所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、安全な住宅の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された個人が所有する木造（在来軸組構法又は伝統的構法で建築したものに限る。）の一戸建て専用住宅又は店舗、事務所等併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの）をいう。
- (2) 耐震診断 「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に基づく一般診断法又は精密診断法による耐震診断をいう。
- (3) 耐震補強設計 耐震診断により評点が1.0未満と診断された木造住宅について、耐震改修工事を行うことにより評点が1.0以上となる補強計画をいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震診断により上部構造評定（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された木造住宅について、耐震補強設計に基づいて行う工事をいう。
- (5) 耐震シェルター等 居室又は居室の一部に設置され、地震により建物が倒壊しても、居住者の生命を守るための空間を確保できる装置又は寝ている人の身を落下物等から保護し、生命を守ること

ができるベッド型の装置で、群馬県木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第2条第1項第7号に定めるものをいう。

(6) 耐震シェルター等設置 耐震診断の結果、評点のうち最小の値が1.0未満と評価された木造住宅に耐震シェルター等を設置することをいう。

(7) 高齢者 申請時に満65歳以上である者（申請日の属する年度の3月31日までに満65歳に達する者を含む。）をいう。

(8) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者

ウ 群馬県知事の発行する療育手帳の交付を受けた者

（補助対象）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

(1) 木造住宅を市内に所有し、居住していること又は耐震改修工事後に居住しようとしていること

(2) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 市区町村税（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）した市区町村のもの）

イ アに掲げるもののほか、市外に住民登録がある者で、本市の市税が課税されているものにあつては、当該市税

(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 耐震シェルター等設置に限っては、高齢者のみの世帯又は障

害を含む世帯に属する者とする。

2 補助金の交付対象となる木造住宅は、平屋建て又は2階建てとする。

3 補助金の交付対象となる耐震改修工事等は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 耐震改修工事の場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条の規定による建築士が耐震診断、耐震補強設計及び工事監理をするもので、次のいずれかに該当する者によるものとする。

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習を修了している者

イ 群馬県が実施する木造住宅耐震診断技術者養成講習を修了している者

ウ 一般社団法人群馬県建築士事務所協会から木造住宅耐震診断調査資格者の認定を受けている者

エ 一般社団法人群馬県木造住宅産業協会に木造住宅耐震診断士の登録をしている者

オ 一般社団法人群馬県建築士会が行う木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講を終了し、建築士事務所、建設会社等に所属している者

カ その他市長が認める者

(2) 耐震シェルター等設置の場合は、高齢者のみの世帯又は障害を含む世帯が居住している住宅で、建築士等が耐震診断を実施したものであるものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に定める額とする。

(1) 耐震改修工事に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

ア 耐震改修工事に要した費用（耐震補強設計（着手前に限る。）及び工事監理費を含む。）の2分の1以内の額とし、60万円を限度額とする。

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

(2) 耐震シェルター等設置に対する補助額は、耐震シェルター等設置に係る費用の2分の1以内とし、30万円を限度額とする。

2 前項第1号ア及び第2号の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 この補助金の事業全体の補助限度額は、90万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事及び耐震シェルター等設置（以下「耐震改修工事等」という。）の着手日の前日までに補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類のほか、次項及び第3項に掲げる場合の区分に応じた書類（本市が渋川市税の納税状況を確認することに同意する場合は、第1号の書類を除く。）を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 市区町村税に関する納税証明書（未納額のない証明用）又はこれに代わるもの

(2) 対象住宅の登記事項証明書又はこれに代わるもの

(3) 耐震改修工事等計画概要書（様式第1号の2）

2 耐震改修工事を行う場合 次に掲げる書類

(1) 住民票の写し（市外に住民登録がある場合に限る。）

(2) 耐震改修工事の設計図書

(3) 耐震改修工事（耐震補強設計及び工事監理）に係る費用の見積書の写し及び数量算定書

(4) 耐震診断の結果を証する書類及び耐震改修工事後の耐震診断の結果を証する書類の写し

(5) 耐震補強設計及び工事監理を行う者の資格を証明する書類の写し

(6) 建築確認通知書の写し（建築確認が必要な場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認めた書類

3 耐震シェルター等設置を行う場合 次に掲げる書類

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 耐震シェルター等設置に係る費用の見積書の写し
- (3) 耐震診断の結果を証する書類の写し
- (4) 耐震シェルター等設置の場所を示した図面等
- (5) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し（障害者に限る。）
- (6) その他市長が必要と認めた書類
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請内容が目的及び規定に適合していると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更又は中止）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、耐震改修補助事業内容を変更（軽微な変更で、費用に変更が生じないものを除く。）しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更内容を明記した図面等
- (2) 費用に変更がある場合は、見積書及び数量算定書
- (3) 上部構造評定点の変更がある場合は、その内容がわかるもの

2 市長は、前項の規定による変更申請に基づき変更を認めたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 補助金の交付決定を受けた者が、事情により耐震改修を中止するときは、補助事業中止届（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

（承継）

第8条 補助金の交付決定を受けた者が死亡した場合は、その相続人（以下「承継者」という。）が承継することができる。この場合においては、

補助金交付承継申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金（変更）交付決定通知書の写し
- (2) 交付決定を受けた者との続柄が確認できる書類の写し
- (3) 住民票除票又は死亡が確認できる証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請に基づき承継を認めたときは、補助金交付承継承認通知書（様式第7号）により承継者に通知するものとする。

（完了の報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、耐震改修工事等の完了後速やかに、完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類のほか、次項及び第3項に掲げる場合の区分に応じた書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助金（変更）交付決定通知書の写し
- (2) 耐震改修工事等実績報告書（様式第8号の2）

2 耐震改修工事を行った場合 次に掲げる書類

- (1) 次に掲げる耐震改修工事写真
 - ア 工事箇所ごとに耐震改修工事の工事前、工事中及び完成後の状況写真
 - イ 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真
- (2) 耐震改修工事監理報告書の写し（建築士法第20条第3項の規定による監理報告書）
- (3) 耐震改修工事費（耐震補強設計費及び工事監理費）に係る契約書及び領収書の写し
- (4) 住民票の写し（改修後居住する場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

3 耐震シェルター等設置を行った場合 次に掲げる書類

- (1) 耐震シェルター等設置の工事前、工事中及び完成後の写真
- (2) 耐震シェルター等設置に係る契約書及び領収書の写し

(3) 世帯全員の住民票の写し（改修後居住する場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認めた書類

（補助の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告書に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告内容がこの要綱の規定に適合していると認めたときは、補助金の交付を確定し、速やかに補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による補助金の確定を受けた者は、速やかに補助金請求書（様式第10号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助の制限）

第12条 補助金の交付は、補助金対象の住宅につき、1回限りとする。ただし、耐震シェルター等設置の補助金の交付を受けた住宅に耐震改修工事をする際は、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し補助金返還命令書（様式第12号）を交付し、期限を定めて支払った補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（申請者に対する指導等）

第15条 市長は、耐震改修工事の申請者に対して、住宅の耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。